

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

防衛省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

94

提案区分

A 権限移譲

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

市町村長による自衛隊災害派遣要請

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

愛知県においては、自衛隊への災害派遣の要請権者は自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、愛知県知事となっている。そのため、県は「災害時、その地域の防衛警備を担当する部隊に対する市町村からの通報制限」を指導している。

その意図は理解できるものの、刻一刻を争う被災現場にあっては、被災した各市町の状況把握から要請に至るまでに費やす時間は命取りになりかねない。自衛隊法第 83 条第 2 項但し書き、あるいは同条第 3 項に基づき、自衛隊が早期に災害派遣(偵察活動)ができるよう、各市町村からの派遣要請を可能にしていきたい。

具体的な支障事例

・本市が自助(消防力)を超える大規模な災害を被った場合、①本市が災害対応をしつつ、被害の全容を把握し、県に自衛隊への災害派遣要請を具申する。②県は市町村の被災状況を把握し、県等からの支援の範疇を超えると判断した場合、知事の名において自衛隊に派遣を要請する。③派遣要請を受けた防衛大臣は、緊急性、公共性及び非代替性を考慮し当該部隊に対する災害派遣を命令する。④命令を受けた部隊は情報収集のため、被災地域の偵察活動を開始するとともに、被災した市町村の災害対策本部に連絡、幹部を派遣する。⑤収集した情報を分析して、担当部隊が災害派遣活動を開始する。派遣部隊が実動するまでに、このような過程を経ることとなる。この過程において費やす時間が、初動 72 時間に含まれることは大きな支障と言わざるを得ない。

・昨年10月の台風19号襲来時、神奈川県山北町では断水被害を受けたが、山北町は県に災害派遣を具申するとともに、山北町の防衛警備を担当する部隊に連絡をした。当該部隊は、普段の良好な関係から給水車をもって現地で待機したが、自衛隊の災害派遣の3要件には該当しないとする神奈川県の判断との齟齬により部隊はそのまま引き返し、その後県が準備した給水車で対応するという事案が起きた。どちらが正しいと言う話ではなく、市町村長に権限があれば、この事態は回避でき、住民に早期に水の提供が出来た。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・左記記載内容のうち②③を超越し、自衛隊の自主的な情報収集活動(自主派遣)を促すことが出来る。
・市町村が収集した被災情報を災害派遣部隊に提供することにより、左記④に記載した自衛隊の情報収集活動に寄与できる。

根拠法令等

災害対策基本法第 68 条の 2、自衛隊法第 83 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、前橋市、沼津市、倉敷市、豊橋市、豊田市、犬山市、大阪府、八尾市、宮崎市

○令和元年東日本台風災害において、当市でも孤立地域対応として県に自衛隊の災害派遣を求めましたが、県としては自衛隊の災害派遣3要素に該当しないという判断でした。市町村から自衛隊に直接派遣を依頼できるようにすることも一つの考えですが、まずは、都道府県と市町村の判断に齟齬が生じないように、自衛隊の災害派遣の条件を明確にすることが必要ではないかと考えます。